

令和2年度答申第68号  
令和3年1月28日

諮問番号 令和2年度諮問第78号（令和2年12月21日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に雇用されていた労働者が業務上負傷した事故（以下「本件事故」という。）について休業補償給付の支給がされていたところ、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、本件事故は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）31条1項1号に規定する事故に該当するとして、同項の規定に基づき、当該支給に要した費用に相当する金額の一部を審査請求人から徴収する決定（以下「本件徴収決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令等の定め

- (1) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）3条は、労災保険法3条1項の適用事業（労働者を使用する事業）の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「保険関係」とい

う。)が成立すると規定している。

(2) 徴収法4条の2第1項は、保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から10日以内に、その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならないと規定している。

(3) 労災保険法31条1項1号は、政府は、事業主が故意又は重大な過失により徴収法4条の2第1項の規定による届出(以下「保険関係成立届」という。)であって労災保険に係る保険関係の成立に係るものをしていない期間中に生じた事故について保険給付を行ったときは、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収できると規定している。

(4) 上記(3)の労災保険法31条1項1号の要件該当性の判断、すなわち、保険給付に要した費用を徴収するか否かの判断については、平成17年9月22日付け基発第0922001号厚生労働省労働基準局長通達「未手続事業主に対する費用徴収制度の運用の見直しについて」(以下「運用通達」という。)が、次のように行うこととしている。

ア 労災保険法31条1項1号の事業主の故意は、次のいずれかに該当する場合に認定する。

① 事業主が、当該事故に係る事業に関し、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署又は所轄公共職業安定所から、保険関係成立届の提出ほか所定の手続をとるよう指導(以下「保険手続に関する指導」という。)を受けたにもかかわらず、10日以内に保険関係成立届を提出していなかった場合

② 事業主が、当該事故に係る事業に関し、厚生労働省労働基準局長の委託する労働保険適用促進業務を行う社団法人全国労働保険事務組合連合会の支部である都道府県労働保険事務組合連合会又は同業務を行う都道府県労働保険事務組合連合会の会員である労働保険事務組合から、保険関係成立届の提出ほか所定の手続をとるよう勧奨(以下「加入勧奨」という。)を受けたにもかかわらず、10日以内に保険関係成立届を提出していなかった場合

イ 労災保険法31条1項1号の事業主の重大な過失は、事業主が、当該事故に係る事業に関し、保険手続に関する指導又は加入勧奨を受けていない場合で、かつ、徴収法3条に規定する保険関係が成立した日(以下

「保険関係成立日」という。) から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していないときに認定する。ただし、次のいずれかの事情が認められるときは、事業主の重大な過失としては認定しない。

① 事業主が、その雇用する労働者について、労働者に該当しないと誤認したために、保険関係成立届を提出していなかった場合（当該労働者が取締役の地位にある等労働者性の判断が容易でなく、事業主が誤認したことについてやむを得ない事情が認められる場合に限る。）

② 事業主が、本来独立した事業として取り扱うべき出張所等について、独立した事業には該当しないと誤認したために、当該事業の保険関係について直近上位の事業等他の事業に包括して手続をとっている場合

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) P（以下「本件労働者」という。）は、審査請求人が貨物運送取扱事業を営む事業場において、トラック運転手として雇用されていたところ、平成30年7月4日、トラックへの荷積みの作業中に腰部を負傷し（本件事故）、同月9日、腰椎椎間板ヘルニアと診断されて、療養を開始した。

（履歴事項全部証明書、労働保険料算定基礎調査書、療養補償給付たる療養の費用請求書）

(2) 本件労働者は、平成30年10月12日、B労働基準監督署長（以下「本件労基署長」という。）に対し、休業補償給付の支給を請求したところ、本件労基署長は、平成31年2月5日、休業補償給付の支給を決定し、同月8日、本件労働者に対し、休業補償給付を支給した。

（休業補償給付支給請求書（第1回、第2回及び第3回）、労働者災害補償保険法第31条第1項第1号の規定に係る保険給付通知書）

(3) 審査請求人は、本件事故に係る労働災害の手続をしようとしたところ、本件事故に係る事業に関し、労災保険に未加入であることが判明したため、平成30年8月29日、本件労基署長に対し、保険関係成立届を提出した。

（労働保険料算定基礎調査書、保険関係成立届）

(4) 本件労基署長は、上記(3)を踏まえ、本件事故が労災保険法31条1項1号に規定する事故に該当するとして、平成31年2月18日付けで、処分庁に対し、同号の規定に係る保険給付通知書を送付した。

（労働者災害補償保険法第31条第1項第1号の規定に係る保険給付通知書）

(5) 処分庁は、令和元年9月27日付けで、審査請求人に対し、「労働者災害補償保険法第31条第1項第1号の規定に該当すると認められる」との理由を付して、同項の規定に基づき、審査請求人から上記(2)の支給に要した費用に相当する金額の一部を徴収する決定（本件徴収決定）をした。

（労働者災害補償保険法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書）

(6) 審査請求人は、令和元年10月16日、審査庁に対し、本件徴収決定を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

(7) 審査庁は、令和2年12月21日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が本件事故に係る労働災害の手続をしようとした際に、労災保険の未加入が発覚した。どの時点で労災保険に未加入になったのかは不明である。審査請求人では、会社の設立以来、本件事故まで、労働災害などは一切ない。本件事故がなければ、いまだに労災保険に未加入のままであった。審査請求人は、故意に労災保険に未加入になったのではないから、本件徴収決定の取消しを求める。

### 第2 諮問に係る審査庁の判断

1 審査請求人は、雇用保険被保険者資格取得届の提出に係る記録データによると、平成27年8月1日から労働者を雇用しているところ、本件事故に係る事業に関し、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署又は所轄公共職業安定所からの保険手続に関する指導又は全国労働保険事務組合連合会支部等からの加入勧奨を受けていなかった。このような事情からすれば、審査請求人が本件事故の発生日である平成30年7月4日まで保険関係成立届を提出していなかったことは、運用通知のア（上記第1の1の(4)）に該当するとはいえないから、審査請求人に故意があったとは認められない。

2 審査請求人に係る雇用保険システムの事業所別被保険者台帳の記録によると、雇用保険法（昭和49年法律第116号）7条に規定する雇用保険被保険者資格取得届の提出に係るデータが平成27年8月1日となっているから、保険関係成立日は、同日であると認められる。しかし、審査請求人が保険関係成立届を提出したのは平成30年8月29日であり、保険関係成立日から1年以上が経過している。さらに、本件事故の発生日は同年7月4日であるから、保険関

係成立日から本件事故の発生日までの期間が1年を超えている。したがって、本件は、運用通達のイ（上記第1の1の(4)）に該当するから、審査請求人には重大な過失があったと認められる。

- 3 審査請求人は、会社の設立当初は労災保険に加入した記憶があるが、どの時点で労災保険に未加入になったかは不明で、故意に労災保険に未加入になったのではないと主張する。しかし、労働保険適用徴収システムでは、本件事故に係る事業に関し、本件事故の発生日における保険関係成立等に係るデータは存在しない一方で、雇用保険システムの事業所別被保険者台帳の記録から、審査請求人が平成27年8月1日から労働者を雇用していたことは明らかである。したがって、審査請求人に故意は認められないとしても、上記2のとおり、審査請求人には重大な過失が認められるから、審査請求人の上記主張は、失当である。
- 4 以上によると、本件徴収決定は妥当であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

### 第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について
  - (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付（審査庁）	： 令和元年10月16日
反論書の提出期限	： 令和2年2月17日
審理員意見書の提出	： 同年12月8日
	（反論書の提出期限から約9か月半）
本件諮問	： 同月21日
	（本件審査請求の受付から約1年2か月）
  - (2) そうすると、本件では、反論書が提出されずにその提出期限を徒過して約9か月半も経過した後に審理員意見書が提出された結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年2か月の期間を要している。しかし、反論書の提出期限を経過した後に何らかの調査が行われた形跡はうかがわれなし、審理員意見書の内容からも、その作成にこれだけの期間を要する事情があったとは考えられない。したがって、審理員意見書が速やかに作成されていたならば、本件審査請求の受付から本件諮問までの期間は、5か月程度で済ん

だものと考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善することにより、審査請求事件の手続の迅速化を図る必要がある。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

## 2 本件徴収決定の違法性又は不当性について

(1) 本件事故は、審査請求人が労災保険に加入していない間に生じたものである（上記第1の2の(3)）から、本件では、審査請求人が保険関係成立届を提出しなかったことに故意又は重大な過失が認められるかが問題となっている。

### (2) 審査請求人の故意の有無について

運用通達によれば、事業主の故意は、事業主が、当該事故に係る事業に関し、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署又は所轄公共職業安定所からの保険手続に関する指導又は全国労働保険事務組合連合会支部等からの加入勧奨を受けたにもかかわらず、10日以内に保険関係成立届を提出していなかった場合に認定することとされている（上記第1の1の(4)のア）。

そこで、審査請求人が、本件事故に係る事業に関し、保険手続に関する指導又は加入勧奨を受けたことがあるかについて検討する。

一件記録によれば、処分庁が、本件事故後に令和元年9月3日付けで、A労働局及びC公共職業安定所に対し「保険手続に関する指導の実施状況」について照会をし、全国労働保険事務組合連合会D支部に対し「労働保険加入勧奨の実施状況」について照会をしたところ、いずれの照会先からも、指導又は加入勧奨を「実施していない」との回答があったことが認められる（令和3年1月19日付けの審査庁の事務連絡、A労働局からの令和元年9月4日付けの回答、C公共職業安定所からの同月9日付けの回答、全国労働保険事務組合連合会D支部からの同月11日付けの回答）。

なお、一件記録によれば、処分庁は、B労働基準監督署に対しては「保険手続に関する指導の実施状況」について照会をしていないが、これは、処分庁の管内においては、労災保険に加入していない間に生じた労災事故について初回の保険給付をした場合において、事業主に対し保険手続に関する指導を実施していたときは、所轄労働基準監督署長は、処分庁に対し、「保険手続に関する指導の実施状況」を作成し、これを「労働者災害補償保険法第31条第1項第1号の規定に係る保険給付通知書」に添付して提出することとされている（A労働局作成「費用徴収に係る事務処理要領」）ところ、本件事故に係る上記保険給付通知書（上記第1の2の(4)）には、「保険手続に関

する指導の実施状況」が添付されていなかったことから、処分庁において、本件労基署長が審査請求人に対し保険手続に関する指導を実施していないことを把握していたからであると認められる（令和3年1月19日付けの審査庁の事務連絡）。

そうすると、審査請求人は、本件事故に係る事業に関し、運用通達が定める保険手続に関する指導も加入勧奨も受けたことがないのであるから、審査請求人が保険関係成立届を提出していなかったことに故意があったとは認めることができない。

### (3) 審査請求人の重大な過失の有無について

運用通達によれば、事業主の重大な過失は、事業主が、当該事故に係る事業に関し、保険手続に関する指導又は加入勧奨を受けていない場合で、かつ、保険関係成立日から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していないときに認定することとするが、事業主が、その雇用する労働者が労働者に該当しないと誤認したこと又は本来独立した事業として取り扱うべき出張所等を独立した事業には該当しないと誤認したことにより、保険関係成立届を提出していなかった場合は、例外として、事業主の重大な過失としては認定しないこととされている（上記第1の1の(4)のイ）。

一件記録によると、審査請求人は、本件事故に係る事業に関し、遅くとも平成27年8月1日から労働者を雇用していることが認められる（事業所別被保険者台帳に記載の審査請求人に係る雇用保険被保険者資格取得年月日）から、保険関係成立日は、同日であると認められる（徴収法3条参照）。しかし、本件事故の発生日は平成30年7月4日であり、審査請求人が保険関係成立届を提出したのは同年8月29日である（上記第1の2の(1)及び(3)）から、審査請求人は、保険関係成立日から3年を経過してもなお保険関係成立届を提出していなかったことになる。

そして、本件は、運用通達が例外として定める事情により審査請求人が保険関係成立届を提出していなかった事案ではない。

そうすると、審査請求人には、本件事故に係る事業に関し、保険関係成立届を提出していなかったことに重大な過失があったものと認められる。

### (4) したがって、本件事故は、労災保険法31条1項1号に規定する事故に該当するから、同項に基づいてした本件徴収決定は、違法又は不当であるとはいえない。

## 3 付言

本件では、処分庁は、審査請求人には労災保険法31条1項1号に規定する重大な過失が認められるとして、本件徴収決定をした（弁明書）が、審査請求人に対して示された本件徴収決定の理由は、「労働者災害補償保険法第31条第1項第1号の規定に該当すると認められる」（上記第1の2の(5)）というのみであるから、これだけでは、審査請求人が本件徴収決定の理由を正しく理解することは困難であるといわざるを得ない。処分庁としては、労災保険法31条1項1号に規定する事故に該当するとして、同項の規定に基づく費用の徴収決定をしたときは、その決定通知書において、名宛人に故意又は重大な過失が認められる理由を分かりやすく丁寧に付記すべきである。そして、そうすることは、保険給付に要した費用の徴収決定を不服とする審査請求事件における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（同法1条1項参照）にも資することになると考える。

#### 4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	とみ
委	員	野	口	貴	公美